福 証 自 規 第 2 6 号 2020年 2月10日

情報取扱責任者 各位

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部長 村原 稔彦

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、グローバルな経済活動に大きな影響を与えており、中国に主要な事業拠点や取引先を有している場合をはじめ、上場会社の皆様の事業活動にも、今後少なからず影響が及ぶことが懸念されはじめております。

こうした状況を踏まえ、本所では、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に関する適時開示実務上の取扱いを整理いたしましたので、お知らせいたします。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、社内のご関係者にご周知いただき、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 決算及び四半期決算の内容の開示

通期の決算内容及び四半期決算内容につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとらわれず、確定次第にご開示いただくことで差し支えありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れる ことが見込まれる場合には、その旨(及び確定時期の見込みがある場合には、その時期) の適時開示をご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、その旨の適時開示が必要となりますのでご留意ください。

2. 事業活動等への影響に関する開示

このたびの新型コロナウイルス感染症が上場会社各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響は、投資者の投資判断及び株式等の価格形成にも影響を与えることが見込まれます。

本所におきましても、市場における売買取引の監視等を通じて取引の公正性確保に努めておりますが、不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、役職員や取引先その他の関係者の皆様の健康及び安全の確保を最優先いただいたうえで、可能となった時点では、速やかにかつ積極的に、影響等に係る情報開示をご検討ください。

3. 業績予想に関する開示

今般の新型コロナウイルス感染症が事業活動及び経営成績に与える影響により、決算内容の開示に際して業績予想の合理的な見積もりが困難となった場合や、開示済みの業績予想の前提条件に大きな変動が生じた場合などにあっては、その旨を明らかにして、業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、その後に合理的な見積もりが可能となった時点で、適切にアップデートを行うことなどが考えられます。

4. その他

これらのほか、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、重要な会社情報の適時開示 等につきお困りのことがございましたら、ご遠慮なく本所までご相談ください。

また、本日付で「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」が金融庁ホームページに掲載されておりますので、あわせてご参照ください。

お問い合わせ先 証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部 092-751-4723

以上



令和2年2月 10 日 金融庁

新型コロナウイルス感染症に関連する有 価証券報告書等の提出期限について

今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、有価証券報告書等の提出期限について、以下の通りお知らせいたします。ご質問等がございましたら、ご遠慮なく所管の財務 (支)局までご連絡ください。

- 金融商品取引法に基づく開示書類(有価証券報告書及び内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書)について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により提出期限を延長することが認められていますので、ご遠慮なく所管の財務(支)局にご相談ください。
 - (注) 有価証券報告書及び

内部統制報告書の提出期限 : 事業年度経過後 3 ヶ月以内 四半期報告書の提出期限 : 四半期会計期間経過後 45 日以内 半期報告書の提出期限 : 中間会計期間経過後 3 ヶ月以内

- また、臨時報告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに 提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。
- ここに記載する他にも、今般の新型コロナウイルス感染症により実務上の支障が 生じているなど、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく所管の財務(支)局 までご相談ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表) 企画市場局企業開示課(内線 3805)